

会 議 録

会議名称	令和6年度 目黒区特別職報酬等審議会（第3回）
日 時	令和6年11月22日（金）午前9時00分～午前9時30分
会 場	目黒区総合庁舎4階 特別会議室
出席者	（委員） 齋藤会長、今井委員、小川委員、北澤委員、齋藤委員、荘島委員、堀内委員、依田委員 （区側） 区長、副区長、総務部長、総務課長、人事課長、事務局
傍聴者	なし
配付資料	目黒区特別職報酬等審議会（第3回）次第、第2回会議録、答申書（案）
会議次第	○審議会 1 開会 2 配付資料の確認 3 審議（質疑応答） 4 答申案確認 （休憩） ----- 区長・副区長入室 ----- 5 答申文確認 6 答申伝達 7 区長あいさつ 8 会長あいさつ 9 会長職務代理あいさつ 10 閉会
内容及び 主な発言	1 会長があいさつした。 2 事務局から、配付資料（審議会の論点整理等）について内容説明を行った。 3 質疑及び主な発言（「・」委員の発言、「→」区側の発言） ・ 会長 ただ今の説明について、何か質問はあるか。 ・ 委員 答申書の中で、地域手当の支給率を変更しない旨の記載を行う必要はあるか。 → 地域手当については、今回の人事委員会勧告において支給率の変更について触れられておらず、本審議会においても手当の改定等について議論を行っ

	ていないことから、今回の答申においては記載する必要はないと考える。 ・ 委員 区長等について、地域手当以外になにか手当はあるか。 → 通勤手当等はあるが、原則その他の手当では発生していない。 4 答申案確認 ・ 会長 ただ今、答申案を確認していただいた。この内容で答申案を確定させ、審議を終了したいがよろしいか。 (委員から 「異議なし」 の声) ・ 会長 休憩の後、事務局にて作成した答申文の正本の写しを委員の皆さんに配付し、承認を経た上で区長へ答申を行うこととするが、よいか。 (委員から 「異議なし」 の声) (休 憩) (事務局 答申正本・答申写しを、会長・各委員へ配付) ----- 区長・副区長入室 ----- (再 開) 5 答申文確認 ・ 会長 ただ今から審議を再開する。答申文の写しについて内容に間違いはないか。 (委員から 「なし」 の声) ・ 会長 それでは、これで答申文を確定する。 6 会長から区長へ答申の伝達をし、答申文を手渡しした。 ・ 会長 それでは、審議会を代表して一言申し上げる。 私ども各委員は、区長から諮問を受け、公共的団体等の代表者としての自覚と責任のもと、区民の信頼に応えられるよう、公平かつ客観的立場で、慎重に審議を重ねてきた。 本年、10月9日、特別区人事委員会は、各区の区長・区議会議長に対し「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行った。勧告の内容は、月例給については、初任給及び若年層に重点を置きつつすべての級及び号給で引上げるとともに、職員の特別給（期末手当・勤勉手当）の支給月数を0.20月分引上げることであった。 目黒区は、不確実性の高い社会経済状況の中、区長を先頭に、区議会、職員の皆様が一体となって、区政の諸課題に取り組まれているものと認識してい
--	--

	る。 私たち委員は、これらの状況を踏まえつつ、特別職や区議会議員の皆さんの職責の重要性とともに、社会経済状況、職員給与との均衡、今後の区の財政状況など、様々な要因を考慮しながら答申を取りまとめさせていただいた。 委員からは、「月例給については、人事委員会勧告どおりの2.89%を引き上げる一方で、特別給については、区の財政状況を考慮し、据え置きでも良いのではないか。」という意見があったが、最終的にはお渡しした答申書の内容で取りまとめをさせていただいた。 ともあれ、本答申は、慎重に審議した結果であり、委員の総意に基づくものである。したがって、この内容を尊重され、実現に向け、取り組まれるよう要望する。 7 区長がお礼のあいさつを行った。 8 会長あいさつ ・ 会長 予定していた議事も全て終了したが、事務局からは何かあるか。 → 当審議会委員の任期は、令和8年10月19日までである。この先、必要が生じた場合には、審議会を開催することになる。 ・ 会長 何かご質問があれば、どうぞ。 （委員から 「なし」 の声） 会長があいさつを行った。 9 会長職務代理者があいさつを行った。 10 会長が閉会を宣言した。
--	---